

V 寄 附 の 制 限

規正法では、政治団体としての届出前に政治活動のために寄附を受け、又は支出することを禁止しています（規正法8条）。

また、公職の候補者や当該公職の候補者の後援団体（後援会）等が寄附を行う場合には、政治活動はもちろんのこと政治活動以外であっても「選挙区内にある者」に対しては、公選法により特定の場合を除き一切禁止されます（公選法 199 条の2～199条の5）。

ここでは、規正法及び公選法により禁止される寄附について解説します。

1 規正法でいう寄附はどのようなものをいいますか。

規正法では、寄附とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と規定しています（規正法4条③）。また、「政治活動に関する寄附」とは、「政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む）に関してされる寄附」と規定しています（規正法4条④）。

規正法は政治活動に関する寄附について一定の制限をしています。

さらに、公選法では、規正法で定義される「寄附」に「約束」も含めて「寄附」と定義しており（公選法 179 条②）、公職の候補者及び当該公職の候補者の後援団体（後援会）等がする「選挙区内にある者に対してする寄附」は、どのような名義であっても特定の場合を除き一切禁止しています。

(注) 1 「その他の財産上の利益」には、事務所や労務の無償提供、物品・電気・ガスといった有体物・無体物の財産上の利益も含まれます。

さらに、公選法では、花輪・供花・香典・祝儀・その他これに類するもの（餞別金・入学祝・卒業祝・お中元・お歳暮等）も寄附に含むことが明記されています。

2 「党費又は会費」とは、団体の構成員個人に対し、その団体の党則・規約等に定められている義務としての債務であり、会社や法人その他の団体が負担する場合は、たとえ党費・会費名目であっても寄附とみなされます（規正法5条②）。

2 寄附の量的な制限にはどのようなものがありますか。

規正法は、政治団体や公職の候補者に対してする「政治活動に関する寄附」を量的に規制しています。この制限には、個人や団体（政党及び政治資金団体を除く。）がする寄附の年間の総量を規制した総枠制限（規正法 21 条の 3）と、一つの政治団体及び一人の公職の候補者に対してできる年間の総量を規制した個別制限（規正法 22 条）とがあります。

これらの寄附は、金銭等によらない寄附（事務所・自動車・労務等の無償提供や物品・電気・ガスといった有体物・無体物も含む。）も含めて、寄附の限度額内に限られます。

何人も、この量的制限に違反する寄附を受けることができません（規正法 22 条の 2）。

1 総枠制限（規正法 21 条の 3）

(1) 個人のする寄附（72 ページ図 1 参照）

個人のする寄附の限度額は、政党（政党支部を含む。以下同じ。）・政治資金団体へは年間 2,000 万円、その他の政治団体や公職の候補者へは 1,000 万円で、あわせて年間 3,000 万円が限度となっています（規正法 21 条の 3①、③）。

ただし、特定寄附や遺贈による寄附はこの限度額から除かれています（規正法 21 条の 3④）。

(2) 会社・労働組合・その他の団体のする寄附

会社、労働組合及びその他の団体のする寄附は、政党・政党の支部・政治資金団体に対するものに限られ、その限度額は資本金・組合員数・前年経費の額に応じて、年間 750 万円～1 億円の範囲と制限されます（71 ページ別表 1 参照）（規正法 21 条の 3①）。

なお、政党の支部であっても①「1 以上の区市町村の区域を単位とした支部」及び②「選挙区の区域を単位とした支部」以外は、政党以外の一つの政治団体とみなされますので、会社等は、上記①又は②の区域を単位として設けられる政党の支部に対しては、政治活動に関する寄附をすることができますが、それ以外の政党の支部に対しては、政治活動に関する寄附をすることはできません（規正法 21 条④）。

(別表1) 会社・労働組合・その他の団体の規模別寄附の総枠制限

会 社 の 規 模 (資本金又は出資の金額)	労働組合又は職員団体の規模 (組合員又は構成員の数)	会社、労働組合又は職員団体以外の 団体(その他の団体)の規模 (前年における年間の経費の額)	政党・政治資金 団体 に対する 寄附の 限度額 (万円)
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750
10億円以上～ 50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上～ 6千万円未満	1,500
50億円以上～ 100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上～ 8千万円未満	3,000
100億円以上～ 150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上～ 1億 円未満	3,500
150億円以上～ 200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億 円以上 ～ 1億 2千万円未満	4,000
200億円以上～ 250億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億 2千万円以上～ 1億 4千万円未満	4,500
250億円以上～ 300億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億 4千万円以上～ 1億 6千万円未満	5,000
300億円以上～ 350億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億 6千万円以上～ 1億 8千万円未満	5,500
350億円以上～ 400億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億 8千万円以上～ 2億 円未満	6,000
400億円以上～ 450億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億 円以上 ～ 2億 2千万円未満	6,300
450億円以上～ 500億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億 2千万円以上～ 2億 4千万円未満	6,600
500億円以上～ 550億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億 4千万円以上～ 2億 6千万円未満	6,900
550億円以上～ 600億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億 6千万円以上～ 2億 8千万円未満	7,200
600億円以上～ 650億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億 8千万円以上～ 3億 円未満	7,500
650億円以上～ 700億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億 円以上 ～ 3億 2千万円未満	7,800
700億円以上～ 750億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億 2千万円以上～ 3億 4千万円未満	8,100
750億円以上～ 800億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億 4千万円以上～ 3億 6千万円未満	8,400
800億円以上～ 850億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億 6千万円以上～ 3億 8千万円未満	8,700
850億円以上～ 900億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億 8千万円以上～ 4億 円未満	9,000
900億円以上～ 950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億 円以上 ～ 4億 2千万円未満	9,300
950億円以上～1000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億 2千万円以上～ 4億 4千万円未満	9,600
1000億円以上～1050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億 4千万円 ～ 4億 6千万円未満	9,900
1050億円以上	110万人以上	4億 6千万円以上	1 億円

2 個別制限(規正法 22 条)

(1) 個人のする寄附

個人のする寄附の個別制限は、政党・政治資金団体に対して行うときにはありませんが、その他の政治団体へは年間 150 万円以内となります。

また、公職の候補者への寄附は「選挙運動に関するもの」を除き、金銭等によるものは寄附が禁止されています。この公職の候補者への寄附は、年間 150 万円以内となります(規正法 21 条の 2、22 条②)。

ただし、公職の候補者自身が自ら指定している資金管理団体へ自己資金を寄附するときには、個別制限は適用されませんので、総枠制限(年間 1,000 万円以内)の範囲まで可能ですし、遺贈による寄附も制限されません(規正法 22 条③)。

なお、公職の候補者が資金管理団体以外の政治団体へ自己資金を寄附する場合は、個別制限が適用され 1 団体につき年間 150 万円以内となります。

(2) 会社・労働組合・その他の団体のする寄附

会社、労働組合及びその他の団体が行う、政党、政党支部及び政治資金団体への寄附に個別制限はありませんが、その他の政治団体や公職の候補者への寄附は禁止されています（規正法 21 条①）。

(3) 政治団体のする寄附

政党・政治資金団体以外のその他の政治団体の間における政治活動に関する寄附は、年間 5,000 万円までに制限されます（規正法 22 条①）。

さらに、政治団体（※）が公職の候補者の政治活動に関する寄附については、金銭等によるものは「選挙運動に関するもの」を除き、禁止されています。

※政党（政党支部）の公職の候補者の政治活動に関する寄附は、令和 8 年 12 月 31 日まで認められています。

(図 1) 総枠制限と個別制限

寄附者 受領者		個人 (公職の候補者等を含む。)		会社・労働組合 その他の団体等		政治団体			
		総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	政党	政治資金団体	政党・政治資金団体以外の政治団体	
		総金額の 限度額	同一者への 限度額	総金額の 限度額	同一者への 限度額	総枠 個別 制限	総枠 個別 制限	総枠制限 総金額の 限度額	個別制限 同一者への 限度額
政治 団 体	政 党 (政党支部を含む。)	年間 2,000万円 以内	制限なし	資本金・ 組合員の数 等に応じて 年間 750万円 ～1億円 以内	制限 なし	制 限 な し	制 限 な し	制 限 な し	
	政 治 資 金 団 体 (政党が指定)							制 限 な し	
	資 金 管 理 団 体 (公職の候補者等が指定)	年間 1,000万円 以内	年間 150万円 以内★	禁 止				制 限 な し	
上 記 以 外 の 政 治 団 体	年間 150万円 以内		制 限 な し			年 間 5,000万円 以内			
公職の候補者等		年間 150万円 以内※				制 限 な し ※			

- 注) 1 ★印については、公職の候補者等自身が指定した資金管理団体へ寄附をする場合には個別制限がなく、総枠制限が限度となります。
 2 ※印については、金銭等による寄附は選挙運動に関するもの以外禁止されます（限度額には、物品等を含む。）。
 3 政治資金団体に対する寄附又は政治資金団体が行う寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付による寄附を除く。）は、預貯金等の口座への振込又は振替に限られます。
 4 資金管理団体の届出をした公職の候補者等が政党から受けた政治活動に関する寄附を自ら管理することなく、当該資金管理団体に対して寄附する場
 合（特定寄附）、制限はありません。
 5 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。
 6 公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは原則として禁止されています。（詳細は7ページ参照）
 7 公職の候補者等の後援団体は、選挙区内にあるものに対して寄附することは原則として禁止されています。ただし、当該団体が後援する公職の候補
 者等、政党その他の政治団体への寄附はできます。また、後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附も可能です。
 （一定期間（任期満了前の90日間等）を除く。） ※花輪・供花・香典・祝儀等の類は、禁止

3 総枠制限及び個別制限のないもの

(1) 特定寄附（規正法 21 条の 3④、22 条③）

特定寄附とは、公職の候補者自身が政党から受けた政治活動に関する寄附を、自ら指定した資金管理団体へ寄附したもの（規正法 19 条の 4）をいい、寄附の量的制限から除かれます。

特定寄附をした公職の候補者は、その旨を文書で資金管理団体の会計責任者に

通知しなければなりません。また、会計責任者は通知を収支報告書が公表されてから3年間保存する必要があります。

(2) 個人が遺贈によってする寄附（規正法 21 条の 3④、22 条③）

遺贈による寄附は、量的制限がありません。

3 量的な制限以外で規制されるのはどのような寄附ですか。

政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附は、2で説明している量的制限等の他に、次のように寄附を行う者の区分により制限されたり、禁止されています。

また、寄附を受ける行為も禁止の対象とされることもあります。具体的な規制内容については、次のようになっています。

- ① 誰もがしてはいけない寄附
- ② 会社・労働組合・その他の団体(政治団体を除く。)がしてはいけない寄附
- ③ 公職の候補者がしてはいけない寄附
- ④ 後援団体がしてはいけない寄附
- ⑤ ①から④以外の寄附に関する制限

1 誰もがしてはいけない寄附

(1) 公職の候補者に対する政治活動に関する寄附（規正法 21 条の 2）

公職の候補者個人に対する政治活動(選挙運動を除く。)に関する寄附は、物品等の寄附に限られ、金銭等の寄附は禁止されます（規正法 21 条の 2）。ただし、政党（政党支部を含む）がする金銭等の寄附は、令和8年12月31日まで認められています。

また、会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）が公職の候補者個人へ政治活動に関して寄附することは選挙運動のためであっても禁止されます。

※選挙運動に関する寄附

陣中見舞、公認料、推薦料など、選挙運動のための一切の寄附を指し、寄附をする期間や名目についての特別な規定はありません。金銭・有価証券による寄附を受けることもできますが、年間限度額（寄附者1人当たり150万円）の制限があります。また、選挙運動に関する寄附を受けた候補者（出納責任者）は、公選法に基づき、選挙運動費用収支報告書に記載し提出する必要があります（公選法189条）。

(2) 他人名義・匿名の寄附（規正法 22 条の 6）

何人も、本人以外の名義又は匿名による政治活動に関する寄附をすることも、受けることもできません。

したがって、政治活動に関する街頭募金や資金カンパの場合は必ず、寄附者の氏名・住所・職業・寄附金額・寄附年月日を明確にする必要があります。

ただし、政党・政治資金団体に対してする寄附で、政党・政治資金団体が街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会の会場で行われる 1,000 円以下の寄附（カンパ）は、匿名による寄附が可能です。

(3) 飲食物の提供（公選法 139 条）

何人も、選挙運動に関して、どのような理由であっても、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、飲食物を提供することはできません。ただし、衆議院比例代表選出議員選挙の名簿登載者と参議院比例代表選出議員選挙の特定枠の名簿登載者を除く公職の候補者は、選挙事務所で一定数の弁当を提供することができます（衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党と衆参比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等は提供できません。）。

(4) 後援団体の集会・行事等における一定期間内の寄附（公選法 199 条の 5②、④）

後援団体の総会（結成集会を含む。）又は後援団体が行う見学・旅行等において、その選挙区内にある者に対し、当該団体が支援する公職の候補者の選挙前の一定期間（次の期間をいいます。）、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品等を供与することは禁止されています。

- ① 任期満了の日前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間
- ② 解散の日の翌日から当該選挙の期日までの間
- ③ 当該選挙を行うべき事由を生じた旨の告示（事由発生告示）をした日の翌日から当該選挙の期日までの間

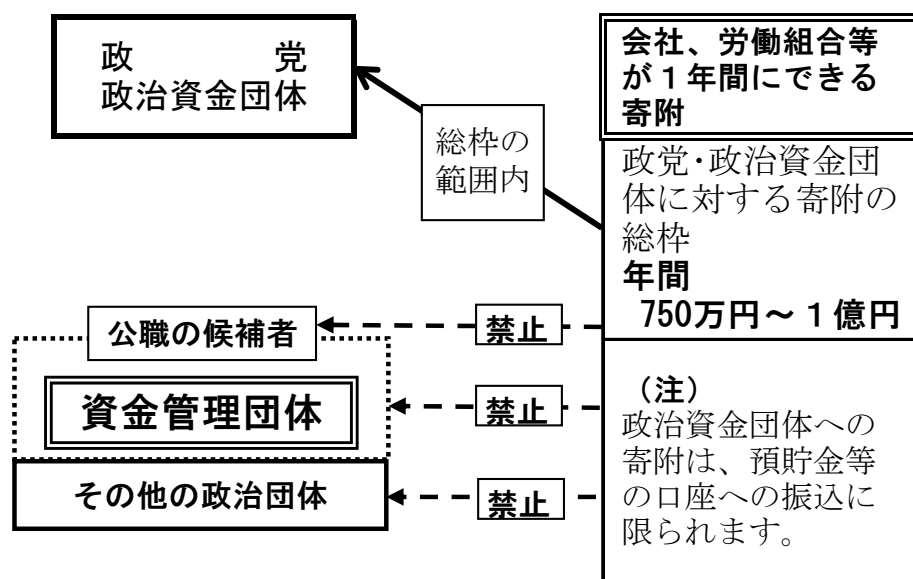
2 会社・労働組合・その他の団体がしてはいけない寄附

(1) 政治活動に関する寄附

会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体以外の者への「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」は禁止されています（規正法 21 条）。

なお、これらの団体が負担する党費又は会費は寄附とみなされます（規正法 5 条②）ので、寄附の量的制限及び質的制限が適用されます。

(図 2)



(2) 特定会社等がする政治活動に関する寄附

ア 補助金・負担金・利子補給金等の交付を受けた会社等

- a 国から、補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究・調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの、政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から1年間を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることができません（規正法22条の3①）。

ただし、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る規正法3条1項2号若しくは3号口の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附には適用されません（規正法22条の3③）。

なお、規正法22条の3③とは別に、規正法21条の規定により、会社等は、政党・政治資金団体以外の者への政治活動に関する寄附は禁止されています。

- b 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金等（試験研究に係るもの等は除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、又は反対する政治団体に対する政治活動に関する寄附が、その交付の決定の通知を受けた日から1年間を経過する日までの間、禁止されます。これに該当する政治団体は広範囲に及び、政党であっても当該地方公共団体の公職の候補者を公認・推薦するような場合は、その限りにおいて規制の対象となります（規正法22条の3④）。

イ 出資等を受ける会社等

a 国から、資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、出資等を受けている限り、期間を問わず、政治活動に関する寄附をすることができません（規正法 22 条の 3②）。

ただし、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る規正法 3 条 1 項 2 号若しくは 3 号ロの規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附には適用されません（規正法 22 条の 3③）。

なお、規正法 22 条の 3③とは別に、規正法 21 条の規定により、会社等は、政党・政治資金団体以外の者への政治活動に関する寄附は禁止されています。

b 地方公共団体から出資等を受ける会社その他の法人については、ア b と同様、当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、又は反対する政治団体に対する政治活動に関する寄附ができません。

ウ 会社等以外

何人も、ア及びイの適用を受けるものであることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附を勧誘し、又は要求してはならず、これを受けることもできません（規正法 22 条の 3⑤、⑥）。

(3) 国又は地方公共団体と特別な関係にある者の寄附（公選法 199 条）

ア 国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者の寄附の禁止

衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関して寄附をすることはできません。

イ 国又は地方公共団体が行う利子補給の対象となっている融資を受けている会社その他の法人の寄附の禁止

a 会社その他の法人が、国が利子補給をした金融機関から当該利子補給に係る融資（試験研究・調査及び災害復旧に係るものを除く。b も同じ。）を受けた場合は、衆議院議員及び参議院議員選挙に関して寄附をすることはできません。

b 会社その他の法人が、地方公共団体が利子補給をした金融機関から当該利子補給に係る融資を受けた場合は、当該地方公共団体の議会の議員及び長の

選挙に関して寄附をすることはできません。

a、bにおいて寄附ができない期間は、当該金融機関が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日（始期）から、利子補給金の交付の日から起算して1年間を経過した日（終期）までの間です。

(4) 赤字会社の寄附（規正法 22 条の 4）

三事業年度以上にわたり、継続して欠損を生じている会社は、当該欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附はできません。

何人も、これに反する寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

※ ここでいう欠損とは、確定した決算における貸借対照表の数値に基づき、純資産額から資本金等を控除して算定される欠損であり、当期損失を指すものではありません。

(5) 外国人・外国法人等からの寄附の受領（規正法 22 条の 5）

何人も、以下の者から、政治活動に関する寄附を受けることはできません。

- ① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）
- ② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）
- ③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）

ただし、③の例外として特例上場日本法人（※）からの寄附の受領は禁止されません。特例上場日本法人が寄附をするときは、寄附を受ける者に特例上場日本法人である旨を文書で通知しなければなりません。

また、外国人等（特例上場日本法人を除く）は、外国人等であること又は特例上場日本法人等でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をしてはなりません。

※特例上場日本法人とは、「発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの」をいいます。

3 公職の候補者がしてはいけない寄附

(1) 選挙区内にある者に対する寄附（公選法 199 条の 2）

公職の候補者は、自分の選挙区内にある者に対しては、次のア～ウの寄附の場合を除き、いかなる名義であっても寄附することはできません。

ア 政党その他の政治団体及びその支部への寄附

公職の候補者に係る後援団体であっても、公職の候補者自身がその団体へ自己資金を寄附する場合は、特定寄附を除き、総枠制限（政党・政治資金団体に対しては年間 2,000 万円以内、それ以外の政治団体は年間 1,000 万円以内）及

び個別制限（その他の政治団体に対しては年間 150 万円以内）が適用になります。

ただし、その後援団体が公職の候補者自ら指定した資金管理団体の場合には個別制限はありませんので、総枠制限の範囲まで寄附が可能です。

イ 親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）への寄附

ウ 当該公職の候補者が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償

ただし、政治教育集会であっても以下の場合には禁止されています。

- ① 参加者に対して饗応接待が行われるようなもの
- ② 当該選挙区外において行われるもの
- ③ 当該選挙ごとに定める一定期間(2ページ(5)参照)内に行われるもの

※ 「禁止された寄附に該当する」が罰則の適用がないもの（公選法 249 条の 2③）

a 公職の候補者が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする祝儀の供与（金銭以外も可）。

b 公職の候補者が葬式（告別式を含む。）に自ら出席しその場においてする香典の供与（弔意を表すために供与する金銭を含む。）又は葬式の日（複数回行われる場合は、最初に行われる日）までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与。

ただし、金銭に限られ、供花や花輪あるいは線香を出すことは、罰則の対象となるものと解されます。

※ 選挙に関するものである場合又は通常一般の社交の程度を超える場合は、罰則の対象となります（公選法 249 条の 2）。

※ 政党・その他の政治団体又は当該候補者等の親族に対する場合を除き寄附を勧誘し、又は要求すること及び当該公職の候補者が行う政治教育集会への実費補償を除き、何人も公職の候補者に対して選挙区内への寄附の勧誘・要求をすることは禁止されています（公選法 199 条の 2③）。

(2) 公職の候補者を名義人とする寄附（公選法 199 条の 2②）

公職の候補者以外の者は、どのような理由であっても公職の候補者の選挙区内にある者に対して、「公職の候補者を名義人」として寄附をすることは禁止されています。

ただし、当該公職の候補者の親族に対してする場合や、当該公職の候補者の行う政治教育集会に関して必要やむを得ない実費の補償としてする場合は除かれま

す（一定期間(2ページ(5)参照)内に行われるものは不可)。

(3) 公職の候補者に係る後援団体への一定期間内の寄附

公職の候補者は、自身の後援団体に対し一定期間(2ページ(5)参照)内の寄附が禁止されます（公選法 199 条の 5 ③、④）。

ただし、他の公職の候補者の後援団体に対する寄附は、個別制限（年間 150 万円以内）の範囲内であれば可能です。また、自らの資金管理団体にする寄附は、総枠制限(年間 1,000 万円以内)の範囲内であればいつでも可能です。

4 後援団体がしてはいけない寄附（公選法 199 条の 5）

公職の候補者の後援団体は、次の場合を除き当該選挙区内にある者に対して寄附することは禁止されています。

① 政党、その他の政治団体又はその支部への寄附

② 当該公職の候補者への寄附

当該公職の候補者であっても、金銭等による寄附は「選挙運動に関するもの」に限られます（規正法 21 条の 2）。

③ 後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附

当該後援団体の行事又は事業であっても、当該選挙の一定期間内（任期満了の日前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間等）は禁止されます。

また、花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類する寄附は常時禁止されています。

5 公職の候補者の関係会社等の禁止される寄附（公選法 199 条の 3）

公職の候補者が役職員や構成員である会社その他の法人又は団体（政治団体を含む。）は、公職の候補者の氏名を表示し、又は氏名が類推されるような方法で、当該選挙区内にある者（政党及びその他の政治団体又はその支部にする寄附を除く。）へ寄附することは、どのような理由であってもできません。

なお規正法は、会社、労働組合及びその他の団体が行う政党・政治資金団体以外への政治活動に関する寄附を禁止しています（規正法 21 条①）。

6 公職の候補者の氏名を冠した会社等の禁止される寄附（公選法 199 条の 4）

公職の候補者の氏名が表示又は氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、選挙区内にある者（政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者を除く。）に対して寄附することはできません。なお、上記とは別に、規正法 21 条の規定により、会社等は、政党・政治資金団体以外の者への政治活動に関する寄附は禁止されています。

7 その他寄附に関する制限

(1) 政治団体の届出前の寄附の授受（規正法 8 条）

政治団体は、届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義であっても、寄附を受けたり、支出したりすることはできません。

(2) 他人名義又は匿名の寄附の授受（規正法 22 条の 6）

規正法は、いかなる場合でも本人名義以外の名義や匿名による政治活動に関する寄附を禁止しています。

ただし、政党・政党支部及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会や集会の会場で受ける 1,000 円以下の匿名による寄附（カンパ）については、例外として認められます（規正法 22 条の 6 ②）。

なお、この規定に違反してされた寄附（金銭又は物品）の所有権は、国庫に帰属するため、速やかに国庫に納付しなければなりません（規正法 22 条の 6 ④）。

(3) 寄附のあっせんに係る威迫的行為（規正法 22 条の 7）

ア 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合、相手方に対して業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんをする行為は禁止されています。

イ 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金・工賃・下請代金その他性質上これらに類するものから控除による方法で、当該寄附を集めることは禁止されています。

(4) 公務員の地位利用による関与等（規正法 22 条の 9）

国又は地方公共団体の一般職の公務員等は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めたり、受けたり、他の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています。

(5) 出納責任者の届出前の寄附の授受等（公選法 184 条）

選挙時における出納責任者は、選任の届出がされた後でなければ、いかなる名義であっても選挙運動のための寄附を受けたり、支出したりすることはできません。

【参考】 規正法及び公選法における寄附の制限一覧

I 定義

1 規正法での寄附（規正法 4 条③）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの。

2 公選法での寄附（公選法 179 条②）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。

II 誰もが受けてはいけない寄附

- 1 量的制限等に違反する寄附の受領（規正法 22 条の 2）
- 2 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けている会社・法人からの寄附（規正法 22 条の 3⑥）
- 3 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社からの寄附（規正法 22 条の 4②）
- 4 外国人等からの寄附（規正法 22 条の 5）
- 5 他人名義又は匿名による寄附（規正法 22 条の 6③）
- 6 請負者等からの選挙に関する寄附（公選法 200 条②）

III 誰もが求めてはいけない寄附

- 1 会社等に対する寄附の勧誘・要求（規正法 21 条③）
- 2 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けている会社・法人に対する寄附の勧誘・要求（規正法 22 条の 3⑤）
- 3 公務員に対する関与の要求（規正法 22 条の 9②）
- 4 候補者等に対する寄附の勧誘・要求（公選法 199 条の 2③）
- 5 候補者等を名義人とする寄附の勧誘・要求（公選法 199 条の 2④）
- 6 請負者等への選挙に関する寄附の勧誘・要求（公選法 200 条①）

IV してはいけない寄附

1 誰もがしてはいけない寄附

- (1) 公職の候補者への寄附（規正法 21 条の 2①）

公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等の寄附

※政党（政党支部を含む）がする寄附は令和 8 年 1 月 31 日まで認められています。

- (2) 他人名義又は匿名による寄附（規正法 22 条の 6①）
- (3) 選挙運動に関する飲食物の提供（公選法 139 条）
- (4) 後援団体の集会、行事等における一定期間内の寄附（公選法 199 条の 5②）

2 会社等の寄附制限

- (1) 会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）の、政党、政党の支部及び政治資金団体以外の者への寄附（規正法 21 条①）
- (2) 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けている会社・法人の寄附（規正法 22 条の 3 ①）
- (3) 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社の寄附（規正法 22 条の 4 ①）

3 寄附の量的制限

- (1) 総枠制限を超える寄附（規正法 21 条の 3）
- (2) 個別制限を超える寄附（規正法 22 条）

4 請負者等の寄附の禁止

- (1) 国・地方公共団体と請負等の契約の当事者からの選挙に関する寄附（公選法 199 条①）
- (2) 国・地方公共団体から利子補給の対象である融資を受けている会社・法人からの選挙に関する寄附（公選法 199 条②）

5 公職の候補者等がしてはいけない寄附

- (1) 公職の候補者が選挙区内にある者に対してする寄附（公選法 199 条の 2 ①）
政党その他の政治団体又はその支部、親族、政治教育集会の実費補償を除き、選挙区内にある者への寄附は、いかなる名義であっても禁止
※ 政治教育集会であっても、饗応接待、選挙区外、一定期間内は禁止

<禁止されるが罰則の適用がないもの>

- ① 結婚披露宴へ自ら出席した場合の祝儀（公選法 249 条の 2 ③ I）
 - ② 葬式へ自ら出席した場合の香典又は葬式の日までの間に自ら弔問した場合の香典（公選法 249 条の 2 ③ II）
- (2) 公職の候補者以外の者が、選挙区内にある者に対してする公職の候補者名義の寄附（公選法 199 条の 2 ②）
 - (3) 公職の候補者の関係会社等が、公職の候補者の氏名を表示又は類推される方法でする寄附（公選法 199 条の 3）
 - (4) 公職の候補者の氏名等を冠した団体が、当該選挙に関してする寄附（公選法 199 条の 4）
 - (5) 公職の候補者が、自身の後援団体に対してする一定期間内の寄附（公選法 199 条の 5 ③）
 - (6) 公職の候補者が、社交の程度を超えてする寄附（公選法 249 条の 2 ②）

6 後援団体がしてはいけない寄附

後援団体が、当該選挙区内にある者に対し次に掲げた以外の寄附をすることは禁止されます（公選法 199 条の 5 ①）。

- (1) 政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附
- (2) 当該団体が後援する公職の候補者に対してする寄附（選挙運動以外の「金銭等」の寄附は禁止される。）
- (3) 当該団体が設立目的により行う行事又は事業に関する寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するものを除く。）

ただし、一定期間内は禁止されず。

V その他の制限

- 1 政治団体の届出前の寄附又は支出の禁止（規正法 8 条）
- 2 他人名義又は匿名の寄附の授受の禁止（規正法 22 条の 6）
- 3 寄附のあっせんによる制限
 - (1) 何人も寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止（規正法 22 条の 7 ①）
 - (2) 寄附者の意思に反する賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法での寄附を集める行為の禁止（規正法 22 条の 7 ②）
- 4 公務員の地位利用による寄附等への関与等の制限（規正法 22 条の 9 ①）
- 5 何人も公務員に対して上記 4 の行為を要求してはならない（規正法 22 条の 9 ②）
- 6 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止（公選法 184 条）

注) 「一定期間内」については、用語の説明（2 ページ）を参照してください。